

處に甚大なる犠牲を拂ひぬことがありませうが其

8、夜襲等の場合牽制射撃
程注意を要し射撃が過早

5、政敵に先て偵察の入用
なことは言ふ迄もありま
せんが、此干洪屯の攻撃

でも若し六日の偵察なく
彼の混雜なる申送りの直
後六日朝強襲と云ふこと
でありましたならば一層
六ヶ敷かつたと思ひます

前日の偵察により熊家岡
子と干洪屯の關係位置三
軒屋と干洪屯の關係位置三

軒屋と干洪屯の關係位置三
軒屋と干洪屯の關係位置三

軒屋と干洪屯の關係位置三
軒屋と干洪屯の關係位置三

軒屋と干洪屯の關係位置三
軒屋と干洪屯の關係位置三

軒屋と干洪屯の關係位置三
軒屋と干洪屯の關係位置三

軒屋と干洪屯の關係位置三
軒屋と干洪屯の關係位置三



定價	二三元
廣告費	一ヶ月金五拾五元
字数	十二字
字数	一行
金額	五拾五元

日曜祭日

日休刊

毎日新聞社

福島縣郡平町

印刷所

日曜祭日

六三〇

新

聞

社

行

事

業

社

行

事

業

社

行

事

業

社

行

事

業

社

行

事

業

社

行

事

業

社

行

事

業

社

行

事

業

社

行

事

業

社

行

事

業

社

行

事

業

社

行

事

業

社

行

事

業

社

行

事

業

社

行

事

業

社

行

事

業

社

行

事

業

社

行

事

業

社

行

事

業

社

行

事

業

社

行

事

業

社

行

事

業

社

行

事

業

社

行

事

業

社

行

事

業

社

行

事

業

社

行

事

業

社

行

事

業

社

行

事

業

社

行

事

業

社

行

事

業

社

行

事

業

社

行

事

業

社

行

事

業

社

行

事

業

社

行

事

業

社

行

事

業

社

行

事

業

社

行

事

業

社

行

事

業

社

行

事

業

社

行

事

業

社

行

事

業

社

行

奏任官待遇

有資格校長

石城郡下に九名

八月一日頃選任さる

文部省の小學校長優遇案に依つて石城郡各小學校長中奏任官を以つて待遇さるゝ人々と目さるは小名濱西山直三郎、内郷第三赤津千里郎、四倉菊地正一、湯本尋

高篠原保治、勿來尋高折笠鬼子太郎、平第三赤津千里郎、草野五十嵐新平、植田鈴木佐忠、山田安齊清七の九氏にて此の内七八名が来る八月一日頃夫々選任されるであらうと

常磐炭礦

夏がれ

常磐各炭礦は夏枯期が到来したのでこれが對策として經營實績の効果を納むべく努力を拂つてゐるが例年に比し面白からざる状態にあり礦産税の如きも屢報の如く滯納額が四萬圓以上に達なき立場にあり一般から極度に憂慮されてゐる

亂暴男罰金

本日言渡さる

石城郡湯本町大字櫻町字白

週間を要する傷害を與へ傷害罪として罰金二十圓に本日平區裁判所に於て略式命令を以て處分された

日平區裁判所に於て略式命令を以て處分された

歸らぬ居候 石城郡

小名濱町字船引後藤庄作方同居人古澤忠次郎(三)は昨年八月郷里山形縣西村山郡村山村字城の親元を無断家出し肩書方に居候中にて再三歸宅をすゝめられたが歸らぬので本日平署に歸宅方の説諭を願出た

今紺屋町の火事

四棟五戸焼く

損害は約六千圓

消防手二名負傷す

横濱で達者

バラノ氏

石城郡湯本町入山炭礦坑夫東白川郡笛原村生れ植田清春(三)がバラノ氏に似て居るので平署が眞偽を確む記の如くであるが清春は駆落女房の後を追ひ目下横濱

夫に死別

故郷へ歸る途中 旅費を使ひ果す

石城郡勿來町大日本炭礦坑夫大内由之郎の妻ユキ(三)は去月中臨月の身で夫に死別し伊達郡桑折町に居る叔

父を頼つて身の振り方を定めんと僅の家財を賣飛ばし旅費を作り去る十五日勿來を出發したが相馬郡中村町

明日のアメオ

高送放

天氣豫報

今晚も明日も南西の風晴れ

明後日

部

慶

前後九、三一奉天より

全国ニュース

番組豫告

明後日

部

前後九、四〇

米國へ放送講演

前後九、四五

ス

前後九、四六

ス

前後九、四七

ス

前後九、四八

ス

前後九、四九

ス

前後九、五〇

ス

(日曜土)

日一十二月五年七和昭

(四)



【禁轉載上演及映畫】

悟道軒圓玉演
近藤紫雲畫

第五十五席

眞庭念流達人櫻井五助

周一郎駕付け

櫻井正助は村上の書を遣

した一通を七郎次に渡し

五『目附岡島佐仲殿の許へ

これを持参いたして此場の

始末を告げ、岡島殿を此處

七『畏まりましてございま

す、それでは行つて参ります

と七郎次は出て行く、暫

らくすると岡島佐仲は七郎

次と共に参つたが

佐『櫻井、主殿は自殺いた

したさうだナ』

五『御覽の如く先非を悔い

其罪を謝する爲自刃いたし

ました、御檢分下される様

又主殿お自殺いたしその

仔細は七郎次より差上げま

なされし事と存じます』

佐『イヤ遣書は一見いたし

た貴公の伯父遠藤仁右衛門

の殿様に寵あるを妬み森川

基平を成敗いたしたる節斬

殺捨てゝそれを甚平の所爲

なりと殿様に申立てた事は

武士にあるまじき行為、其

悪事發覺いたして貴公の詰

云へ自殺せし故細々ながら

問を申し聞く術もなく自殺

いたしたは當然の事だとは

云ふべき事だとは

家名は立つであらう

此主

高々パラ／＼と此處へ入つ

て來たは主殿の甥の村上周

一郎、續いてその家來共何

れも襟を掛け、鉢巻を致し



甲斐々々しき扮装中にも周
一郎は槍を把つてそれへ進
み寄り
周『當家の儀六藏の知らせ
によつて伯父は櫻井の爲に
横死いたした事を承知いた
した、サア五助尋常の勝負
いたせ、伯父の仇である其
處を退くナ』

佐『控へろ・拙者は目附に
て理非曲道を調べる職にあ
るもの五助に罪あるにもせ
よ一應拙者が吟味いたして
老臣方の意見を問ひ、それ
より殿様に申入れ御裁許を
れ』

と云はれてそれでは貴公
と勝負いたさるとは云へな
い、懲うなると周一郎も困
つたが槍を引いて
周『然らば御沙汰をお待申
す、コレ櫻井其分には捨置
かねど、屹度返報いたしく
れる、首を洗つて待つて居
れ』

五『オ、望みに任せこの首
渡したくは存ずるが岡島殿
の申せし如く私の宿意によ
つて勝負いたすは殿への恐
れ、この五助に理があるか
但し村上殿に理があるか、
それは老臣方の意縛と又殿
様の御裁許によつて明白い
たし某のいたせし事非分と
あらば此首は貴公に渡す、
先それまでには慎み居れ』

と周一郎は五助を睨みつ
けたが家來を伴れて此處は
引揚げた、そこで岡島佐仲
は櫻井五助と七郎次及おか
めの三人を伴れて自分の屋
敷に戻り夜明けを待つて此
事を老役に訴へて出た、之
に依て村上の許には檢視を
遣はし死体を篤と調べた上
甥の周一郎に引渡した、主
殿には妻子が無いから相續
する者は先づ周一郎、これ

が喪主になつて葬送いたし
た處で村上主殿の親族に中
根與左衛門と云ふ榎原家の
老臣がある、これゆゑ五助
の事に就ても面倒が起る、
老臣方が集つて五助をどう
處分して宜いかと協議をい
たしたが中根に遠慮して五
助には罪はあるまいと申す
者も無くまづ中根與左衛門
の意見を聞く事に致した。

申す、まげて五助をお引渡
し下さい』

佐『何様申すとも其儀を差
許す事はならぬ、五助に宜
しからざることあらば之を
嚴科に處し其許の怨みを晴
し遣はす、引取れ、猶この
手をいたす、拙者の死せし
さんとあらばこの岡島が相
手をいたす、拙者の死せし
後勝負いたせ』

と云はれてそれでは貴公
と勝負いたさるとは云へな
い、懲うなると周一郎も困
つたが槍を引いて

周『然らば御沙汰をお待申
す、コレ櫻井其分には捨置
かねど、屹度返報いたしく
れる、首を洗つて待つて居
れ』

が喪主になつて葬送いたし
た處で村上主殿の親族に中
根與左衛門と云ふ榎原家の
老臣がある、これゆゑ五助
の事に就ても面倒が起る、
老臣方が集つて五助をどう
處分して宜いかと協議をい
たしたが中根に遠慮して五
助には罪はあるまいと申す
者も無くまづ中根與左衛門
の意見を聞く事に致した。

が喪主になつて葬送いたし
た處で村上主殿の親族に中
根與左衛門と云ふ榎原家の
老臣がある、これゆゑ五助
の事に就ても面倒が起る、
老臣方が集つて五助をどう
處分して宜いかと協議をい
たしたが中根に遠慮して五
助には罪はあるまいと申す
者も無くまづ中根與左衛門
の意見を聞く事に致した。

が喪主になつて葬送いたし
た處で村上主殿の親族に中
根與左衛門と云ふ榎原家の
老臣がある、これゆゑ五助
の事に就ても面倒が起る、
老臣方が集つて五助をどう
處分して宜いかと協議をい
たしたが中根に遠慮して五
助には罪はあるまいと申す
者も無くまづ中根與左衛門
の意見を聞く事に致した。

が喪主になつて葬送いたし
た處で村上主殿の親族に中
根與左衛門と云ふ榎原家の
老臣がある、これゆゑ五助
の事に就ても面倒が起る、
老臣方が集つて五助をどう
處分して宜いかと協議をい
たしたが中根に遠慮して五
助には罪はあるまいと申す
者も無くまづ中根與左衛門
の意見を聞く事に致した。

が喪主になつて葬送いたし
た處で村上主殿の親族に中
根與左衛門と云ふ榎原家の
老臣がある、これゆゑ五助
の事に就ても面倒が起る、
老臣方が集つて五助をどう
處分して宜いかと協議をい
たしたが中根に遠慮して五
助には罪はあるまいと申す
者も無くまづ中根與左衛門
の意見を聞く事に致した。

が喪主になつて葬送いたし
た處で村上主殿の親族に中
根與左衛門と云ふ榎原家の
老臣がある、これゆゑ五助
の事に就ても面倒が起る、
老臣方が集つて五助をどう
處分して宜いかと協議をい
たしたが中根に遠慮して五
助には罪はあるまいと申す
者も無くまづ中根與左衛門
の意見を聞く事に致した。

が喪主になつて葬送いたし
た處で村上主殿の親族に中
根與左衛門と云ふ榎原家の
老臣がある、これゆゑ五助
の事に就ても面倒が起る、
老臣方が集つて五助をどう
處分して宜いかと協議をい
たしたが中根に遠慮して五
助には罪はあるまいと申す
者も無くまづ中根與左衛門
の意見を聞く事に致した。

が喪主になつて葬送いたし
た處で村上主殿の親族に中
根與左衛門と云ふ榎原家の
老臣がある、これゆゑ五助
の事に就ても面倒が起る、
老臣方が集つて五助をどう
處分して宜いかと協議をい
たしたが中根に遠慮して五
助には罪はあるまいと申す
者も無くまづ中根與左衛門
の意見を聞く事に致した。

が喪主になつて葬送いたし
た處で村上主殿の親族に中
根與左衛門と云ふ榎原家の
老臣がある、これゆゑ五助
の事に就ても面倒が起る、
老臣方が集つて五助をどう
處分して宜いかと協議をい
たしたが中根に遠慮して五
助には罪はあるまいと申す
者も無くまづ中根與左衛門
の意見を聞く事に致した。

が喪主になつて葬送いたし
た處で村上主殿の親族に中
根與左衛門と云ふ榎原家の
老臣がある、これゆゑ五助
の事に就ても面倒が起る、
老臣方が集つて五助をどう
處分して宜いかと協議をい
たしたが中根に遠慮して五
助には罪はあるまいと申す
者も無くまづ中根與左衛門
の意見を聞く事に致した。

が喪主になつて葬送いたし
た處で村上主殿の親族に中
根與左衛門と云ふ榎原家の
老臣がある、これゆゑ五助
の事に就ても面倒が起る、
老臣方が集つて五助をどう
處分して宜いかと協議をい
たしたが中根に遠慮して五
助には罪はあるまいと申す
者も無くまづ中根與左衛門
の意見を聞く事に致した。

が喪主になつて葬送いたし
た處で村上主殿の親族に中
根與左衛門と云ふ榎原家の
老臣がある、これゆゑ五助
の事に就ても面倒が起る、
老臣方が集つて五助をどう
處分して宜いかと協議をい
たしたが中根に遠慮して五
助には罪はあるまいと申す
者も無くまづ中根與左衛門
の意見を聞く事に致した。

が喪主になつて葬送いたし
た處で村上主殿の親族に中
根與左衛門と云ふ榎原家の
老臣がある、これゆゑ五助
の事に就ても面倒が起る、
老臣方が集つて五助をどう
處分して宜いかと協議をい
たしたが中根に遠慮して五
助には罪はあるまいと申す
者も無くまづ中根與左衛門
の意見を聞く事に致した。

が喪主になつて葬送いたし
た處で村上主殿の親族に中
根與左衛門と云ふ榎原家の
老臣がある、これゆゑ五助
の事に就ても面倒が起る、
老臣方が集つて五助をどう
處分して宜いかと協議をい
たしたが中根に遠慮して五
助には罪はあるまいと申す
者も無くまづ中根與左衛門
の意見を聞く事に致した。

が喪主になつて葬送いたし
た處で村上主殿の親族に中
根與左衛門と云ふ榎原家の
老臣がある、これゆゑ五助
の事に就ても面倒が起る、
老臣方が集つて五助をどう
處分して宜いかと協議をい
たしたが中根に遠慮して五
助には罪はあるまいと申す
者も無くまづ中根與左衛門
の意見を聞く事に致した。

が喪主になつて葬送いたし
た處で村上主殿の親族に中
根與左衛門と云ふ榎原家の
老臣がある、これゆゑ五助
の事に就ても面倒が起る、
老臣方が集つて五助をどう
處分して宜いかと協議をい
たしたが中根に遠慮して五
助には罪はあるまいと申す
者も無くまづ中根與左衛門
の意見を聞く事に致した。

が喪主になつて葬送いたし
た處で村上主殿の親族に中
根與左衛門と云ふ榎原家の
老臣がある、これゆゑ五助
の事に就ても面倒が起る、
老臣方が集つて五助をどう
處分して宜いかと協議をい
たしたが中根に遠慮して五
助には罪はあるまいと申す
者も無くまづ中根與左衛門
の意見を聞く事に致した。

が喪主になつて葬送いたし
た處で村上主殿の親族に中
根與左衛門と云ふ榎原家の
老臣がある、これゆゑ五助
の事に就ても面倒が起る、
老臣方が集つて五助をどう
處分して宜いかと協議をい
たしたが中根に遠慮して五
助には罪はあるまいと申す
者も無くまづ中根與左衛門
の意見を聞く事に致した。

が喪主になつて葬送いたし
た處で村上主殿の親族に中
根與左衛門と云ふ榎原家の
老臣がある、これゆゑ五助
の事に就ても面倒が起る、
老臣方が集つて五助をどう
處分して宜いかと協議をい
たしたが中根に遠慮して五
助には罪はあるまいと申す
者も無くまづ中根與左衛門
の意見を聞く事に致した。

が喪主になつて葬送いたし
た處で村上主殿の親族に中
根與左衛門と云ふ榎原家の
老臣がある、これゆゑ五助
の事に就ても面倒が起る、
老臣方が集つて五助をどう
處分して宜いかと協議をい
たしたが中根に遠慮して五
助には罪はあるまいと申す
者も無くまづ中根與左衛門
の意見を聞く事に致した。

が喪主になつて葬送いたし
た處で村上主殿の親族に中
根與左衛門と云ふ榎原家の
老臣がある、これゆゑ五助
の事に就ても面倒が起る、
老臣方が集つて五助をどう
處分して宜いかと協議をい
たしたが中根に遠慮して五
助には罪はあるまいと申す
者も無くまづ中根與左衛門
の意見を聞く事に致した。

が喪主になつて葬送いたし
た處で村上主殿の親族に中
根與左衛門と云ふ榎原家の
老臣がある、これゆゑ五助
の事に就ても面倒が起る、
老臣方が集つて五助をどう
處分して宜いかと協議をい
たしたが中根に遠慮して五
助には罪はあるまいと申す
者も無くまづ中根與左衛門
の意見を聞く事に致した。

が喪主になつて葬送いたし
た處で村上主殿の親族に中
根與左衛門と云ふ榎原家の
老臣がある、これゆゑ五助
の事に就ても面倒が起る、
老臣方が集つて五助をどう
處分して宜いかと協議をい
たしたが中根に遠慮して五
助には罪はあるまいと申す
者も無くまづ中根與左衛門
の意見を聞く事に致した。

が喪主になつて葬送いたし
た處で村上主殿の親族に中
根與左衛門と云ふ榎原家の
老臣がある、これゆゑ五助
の事に就ても面倒が起る、
老臣方が集つて五助をどう
處分して宜いかと協議をい
たしたが中根に遠慮して五
助には罪はあるまいと申す
者も無くまづ中根與左衛門
の意見を聞く事に致した。

が喪主になつて葬送いたし
た處で村上主殿の親族に中
根與左衛門と云ふ榎原家の
老臣がある、これゆゑ五助
の事に就ても面倒が起る、
老臣方が集つて五助をどう
處分して宜いかと協議をい
たしたが中根に遠慮して五
助には罪はあるまいと申す
者も無くまづ中根與左衛門
の意見を聞く事に致した。

が喪主になつて葬送いたし
た處で村上主殿の親族に中
根與左衛門と云ふ榎原家の
老臣がある、これゆゑ五助
の事に就ても面倒が起る、
老臣方が集つて五助をどう
處分して宜いかと協議をい
たしたが中根に遠慮して五
助には罪はあるまいと申す
者も無くまづ中根與左衛門
の意見を聞く事に致した。

が喪主になつて葬送いたし
た處で村上主殿の親族に中
根與左衛門と云ふ榎原家の
老臣がある、これゆゑ五助
の事に就ても面倒が起る、
老臣方が集つて五助をどう
處分して宜いかと協議をい
たしたが中根に遠慮して五
助には罪はあるまいと申す
者も無くまづ中根與左衛門
の意見を聞く事に致した。

が喪主になつて葬送いたし
た處で村上主殿の親族に中
根與左衛門と云ふ榎原家の
老臣がある、これゆゑ五助
の事に就ても面倒が起る、
老臣方が集つて五助をどう
處分して宜いかと協議をい
たしたが中根に遠慮して五
助には罪はあるまいと申す
者も無くまづ中根與左衛門
の意見を聞く事に致した。